

# 1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 2 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 請願の審査報告について (請願第 2 号)

追加日程第 1 発議第 6 号 T P P 交渉に関する意見書の提出について

日程第 2 議案第 129 号 平成 2 2 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 3 議案第 130 号 平成 2 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 議案第 131 号 平成 2 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 132 号 平成 2 2 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 6 議案第 133 号 平成 2 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 7 議案第 134 号 平成 2 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 8 議案第 135 号 平成 2 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 136 号 平成 2 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 137 号 有田川町携帯電話等エリア整備事業基地局施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 138 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 139 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 140 号 有田川町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 141 号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 142 号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について

日程第 16 議案第 143 号 有田川町道路線の認定について

日程第 17 議案第 144 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第 18 議案第 145 号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任について

日程第 19 議案第 146 号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任について

日程第 20 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 議案第147号 平成22年度有田川町一般会計補正予算（第7号）

日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第24 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第25 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第26 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	湊 正剛	13番	新家 弘
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会計課長	西尾 幸治
総務課長	山田 清美	企画財政課長	武内 宣夫
総合業務課長	高垣 忠由	消防長	前田 英幸
福祉課長	大方 肇	環境衛生課長	河島 一昭
住民課長	赤井 康彦	税務課長	星田 仁志
建設課長	東 信行	産業課長	福原 茂記
水道課長	前 守	下水道課長	東 敏雄
教育委員長	早田 智代	教育長	楠木 茂
学校教育課長	坂上 泰司	社会教育課長	三角 治
地籍調査課長	上岡 重和		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 局長	山下 時克	書記	池尻 ひろ子
--------	-------	----	--------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（前勢利夫）

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

……………日程第1 請願の審査報告について……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第2号として、T P P交渉に関する意見書の提出についての請願が、本定例会第1日目において産業建設常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

おはようございます。請願に係る産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

請願第2号、T P P交渉に関する意見書の提出についてに関する請願が、本定例会初日において当委員会に付託されておりました。

去る12月13日に委員会を開き、産業課長の出席を求め、当町での影響等について説明を受け、請願の趣旨、内容等について慎重に審査しました結果、全会一致で採択と決定いたしました。十分に御審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます、御報告を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

3番、橋爪君。

○3番（橋爪弘典）

T P P交渉に関する意見書の提出について、反対の立場から討論をするものであります。

議員の皆さん方、いずれも同志の方々ばかりであります。反対の立場に立つことはたいへん心苦しいのでありますが、我が国の未来が沈没することのないよう、あえて討論をするものであります。

各議員、十分御存じのとおり、我が国は資源の本当に少ない国であります。材料を加工し、製品としてそれを輸出することによって外貨を稼ぐというのが我が国の唯一

の生き残る方法であります。韓国と米国の自由貿易協定・F T A交渉が最終決着し、日本にとって米国が主導する環太平洋経済連携協定・T P P交渉への参加は待ったなしの状況であります。米国を含むT P Pの自由貿易の仲間に入らなければ、米国の市場で日本の企業の製品は韓国に比べ不利になります。世界各国は刻々と動いており、日本に残された時間は極めて少ない。民主主義国を主体に米国が事実上主導するT P Pは、関税の原則撤廃などを目指す高いレベルの自由貿易構想であります。日本にとっての参加見送りは、貿易立国としての基本を放棄するものであり、安全保障への影響も大きい。

J Aを初め国内には、農業への打撃を懸念する反対や慎重論が党派を超えて存在することはよく承知しておりますが、そうした不安の払拭や国際競争力を高める知恵を政府に期待するものであります。そのためには、単なるばらまきではない一定の戸別所得補償や生産規模の拡大や品質向上に取り組む姿勢が必要であると考えます。

以上の観点から、T P Pに対する意見書の提出に反対する立場で討論をするものであります。以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

私は、意見書の提出について賛成の立場から討論を行わせていただきます。

菅内閣は、例外なしの関税撤廃を原則とするT P P・環太平洋連携協定の参加への道を今進んでいます。11月9日、国内環境を早急に整備し、関係国との協議を解する方針を確認し、来年6月には参加について決定すると表明するなど、その動きは急であります。

日本がT P Pに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も完全自由化されるのは避けられません。それによってアメリカの生産は9割減少、食糧自給率は40%から13%へと低下、農林水産業及び関連産業では8兆4,000億円の生産減、350万人の雇用が失われるなど、これは農水省試算であります。我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受けることになってしまいます。21世紀は、食料は金さえ出せば輸入できる、そういう世界ではありません。地球環境の保全や食の安全・安心も切実に求められている時代であります。

今、我が国に迫られているのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食料自給率を向上させることにあります。農家が安心して生産に励める条件を政府の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールの確立が不可欠であります。T P Pへの参加は、この方向に全く逆行します。また、外国人の看護師、介護士などの受け入れ、金融サービス分野への外国産業への無秩序な開放なども迫られます。一部の輸出大企業の利益と引きかえに国民の命や暮らしを売り渡し、国の形を大きく変えてしまうものであ

ります。ですから、せんだっての全国の町村大会でも反対決議を上げたではありませんか。

よって、以上の理由により賛成の立場からの討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本件は採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

なお、自席で待機をお願いいたします。その間、本件に関する発議第6号の資料を配付させていただきます。

~~~~~

休憩 9時40分

再開 9時41分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま提出者18番議員、賛成者14番議員ほか4人から、発議第6号、TPP交渉に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発議第6号……………

○議長（前勢利夫）

追加日程第1、発議第6号、TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題とし

ます。

提出者 18 番議員に提案理由の説明を求めます。

18 番、森谷信哉君。

○ 18 番（森谷信哉）

議長に発言の許可をいただきましたので、発議第 6 号、T P P 交渉に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昨今、本会議におきまして請願の審査報告で既に採決と決しております。したがって、それに沿って当議会としての意志をあらわすために、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき提案するものです。

なお、発議第 6 号としてお手元に配付させていただいております。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

T P P 交渉参加反対に関する意見書（案）

政府は、11月9日、包括的経済連携に関する基本方針（E P A 基本方針）を閣議決定した。この中で T P P ・環太平洋経済連携協定について、交渉の参加、不参加を先送りにしたものの、関係国との協議を開始すると判断したことは極めて遺憾である。T P P は、完全撤廃の例外を認めない完全自由化を目指す交渉であり、米国や豪州などの農林水産物輸出大国が参加すれば日本の一次産業は壊滅し、地域経済、地域社会の崩壊を招くこととなる。

本町は有田みかんに代表される農業町であり、400年の昔から急傾斜地を開墾しミカンづくりに取り組んできた。また、町面積の76%が森林であり、山間部では林業も盛んに行われてきた。しかし、ミカンに至っては、果実等の関税が低いこともあり、四季を通じ多くの果物が輸入され、消費者志向の多様化と相まって全国生産量はピーク時の約4分の1となり、価格も非常な低迷を余儀なくされている。また、林業に至っては、ほぼ壊滅的な状況であり、販売価格がコスト割れする中で搬出、間伐等の管理ができないという悪循環に陥っている。

一方、大きな影響が予想される米作については、零細であるがゆえに壊滅し、多くの棚田が耕作放棄され、国土保全の機能すら維持できなくなる。一部には、現行の関税率が低い果物や木材では大きな影響はないとの観測もあるが、むしろ低関税で限界に追い込まれている農林業こそ、関税の撤廃はとどめを刺すに等しいと考えております。

こうした状況は後継者不足を招き、耕作放棄地の増加、荒廃地が拡大することでの有害鳥獣の増加など、農林業の継続が難しく、地域経済は疲弊し、人口流出、高齢化といった負のスパイラルが続くこととなる。

我が国は農耕民族として不利な農地条件の中、知恵と努力で第1次産業を支え、食料の安定供給や国土保全を担ってきた。我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではない。しかし、貿易立国として発展した結果、世界で最も開か

れた農産物純輸入国となり、食糧自給率が著しく低下した。E P Aは、交渉参加国の相互発展と反映を本来の目的とすべきである。我が国がE P A交渉に参加しても、この目的は達成できない。

したがって、当町議会は、農林漁業及び他業種に関するすべての国民が納得できる形での施策を行うことが不可欠と考え、我が国の食料安定保障と両立できないT P P交渉に現状での参加に反対であり、断じて認めることはできません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日。

和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣であります。十分御審議いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 議案第129号……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、議案第129号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第129号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第6号について質疑をさせていただきます。

歳出の37ページに、基金費ということで項目を上げています。雇用創出推進基金積立金1億8,181万1,000円なんですが、これは前回にも積み立てて、それと追加して3億円ぐらいになるというふうに認識していたのですが、もしそうであるならば、今回積み立てた分との総合計をお聞きしたいのと。それから緊急雇用対策事業が3年間維持されていて、4年目以降の財源の見通しが悪い、どうなるかわからないということで、この基金を積み立てているふうに前に説明をいただいたと思うんですが、その使い道について、その後、方向性というか使い方についての議論が進んでいるならば到達点をお示ししたいと思っています。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内宣夫君。

○企画財政課長（武内宣夫）

増谷議員の御質問にお答えをいたしたいと思っています。2点ばかりあったと思います。

今回、基金で雇用創出推進基金の今回積み立てた金額の合計額はという御質問でございますけれども、合計額は同額を積み立てておりますので3億6,362万2,000円となります。

それともう1点、緊急雇用事業とかふるさと雇用の関係の事業が来年度で一応切れるということになってございます。その後において、この基金をという説明を受けたということでございます。その後におきまして、上司とも相談をいたしております。ただ決裁等についてはまだ済んでおりませんので、あらかたといいますか、こういう方向に使いたいということは大まか決まっておりますけれども、まだ決定はしておりません。この前、全員協議会で答弁させていただいたとおりでございます。今、実質実施しております緊急雇用創出事業、そしてまたふるさと雇用再生事業等につきまして、来年度で切れた、その後において必要に応じてこの事業は続けていかなければならないという状況のものにつきましては、それに充てていきたいということでございます。現在のところ、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第130号……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、議案第130号、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第130号について質疑をさせていただきます。

歳出の11ページの負担金補助及び交付金に、レセプト審査支払システムの最適化経費負担金というのを計上していますが、このことについて2点ばかりお伺いしたいと思います。

まず1点目は、今回の電算化することによって私が心配するのはセキュリティの問題なんです。レセプトというのは患者の氏名や性別、生年月日といった個人情報はもちろんですけども、患者の健康保険加入情報や請求元の医療機関名、診療科等々が入っています。こういうことを見ますと、特に医薬関係者もしくは保険関係者等から見ますと、たいへんおいしい情報になってまいります。ですから、危機管理がよっぽどしっかりしていないと、今の御時世、さきの海上保安庁の問題もありましたように、いつどこから漏れるかわからないという状況になっていますので、その点の危機管理はしっかりと行われるのかどうか、その点がまず1点目。

2点目は、電算化システムをするのに当たって、各地域の医療機関、個人病院とか総合病院なども同じように対応していかなければならないと、なかなかスムーズにいかない部分が出てくると思うんですけども。そういう点では医療機関が十分整っていない状況の中で、これが果たしてうまく進められるのかどうかという点を心配しています。特に専門用語ではマスタの整理方法とっておりますけども、その点は本当に大丈夫なのか、この2点について伺っておきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

住民課長、赤井康彦君。

○住民課長（赤井康彦）

お答えします。

まず、レセプトの電子化につきましては、来年の5月から実施される予定になっております。質問の情報の漏えいのことにつきましては、ネットワークが専用回線で結

ばれることとなりまして、情報も暗号化されることとなります。その中で特に問題はないのではないかと考えております。それと病院や医師からは、電子化となり、パソコンに入力して国保連合会へ通知することとなります。これは今まで紙ベースであったものが、電子化によりまして入力することとなります。

なお、御質問のとおり、電子化に対応できない医師等につきましては、今までどおりの紙ベースによるレセプトを国保連合会へ送付することとなって処理されることとなります。

以上です。

○議長（前勢利夫）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

今、担当課長から危機管理、情報の漏えいについては心配ないという答弁だったと思うんですが、それは100%言い切れないという問題は絶対にありますので、本当に十分に対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第131号……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、議案第131号、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第132号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、議案第132号、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第133号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第133号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第134号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第134号、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第135号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、議案第135号、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第136号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、議案第136号、平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正  
予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第137号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、議案第137号、有田川町携帯電話等エリア整備事業基地局施設条例  
の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 1 議案第 1 3 8 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 1、議案第 1 3 8 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 2 議案第 1 3 9 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 2、議案第 1 3 9 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第140号……………

○議長（前勢利夫）

日程第13、議案第140号、有田川町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第141号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、議案第141号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 5 議案第 1 4 2 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 5、議案第 1 4 2 号、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 6 議案第 1 4 3 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 6、議案第 1 4 3 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、本定例会第 1 日目において産業建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

議長より発言の許可が出ましたので、産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月7日、議会初日に当委員会に付託されました議案第143号、有田川町道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は12月13日、委員会室において開催し、建設課長及び担当者から付託案件について説明を聴取した後、現地へ出向き慎重に審査いたしました結果、議案第143号については修理川宇井苔線であります。この路線は、国道424号修理川バイパス完成により、和歌山県から移管されることに伴い町道として認定することが妥当であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

以上、産業建設常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第17 議案第144号……………

○議長（前勢利夫）

日程第17、議案第144号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第18 議案第145号……………

○議長（前勢利夫）

日程第18、議案第145号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第19 議案第146号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、議案第146号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第20 諮問第5号……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第21 諮問第6号……………

○議長（前勢利夫）

日程第21、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第22 議案第147号……………

○議長（前勢利夫）

日程第22、議案第147号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第147号について質疑をさせていただきます。

議案の説明会のときにも同僚議員からも質疑があったように思いますけれども、今回の災害工事をする現場と民有地との境目あたりに道路の下を通っている配管があって、そこから水が流れていると。工事をする箇所というのは、その辺あたりまでなっているというふうにお聞きしているわけですが、この配管と民有地の境が、流れている関係上、民有地の方がどうなるかわからない状況の中で、本当に水がしょっちゅう流れていく状況の中で、災害復旧工事をしたところが、その影響によってまた崩れたり緩んできたりしないかという心配があると思いますが、本当に大丈夫なのか、その点まで含んで対策をしていただけるのかどうか、再度確認をしておきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

お答えさせていただきます。

今回、災害で採択されました町道と、それから農地の民有地でありますところにつきまして、農地の災害については地元負担金が大きくなるということで本人からの申請はございませんでした。ただ、その境界に当たるところに横断溝のグレーチングをやった排水溝がございます。それにつきましては、この災害の工事で河川の方へ流せるようにパイプを敷設して、その崩壊地へは影響ないようにしていきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第 2 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 4、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第 2 5 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 5、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました特別

委員会からの閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第26 議長への委任について……………

○議長（前勢利夫）

日程第26、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第4回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時13分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 前 勢 利 夫

7 番 議 員 湊 正 剛

13 番 議 員 新 家 弘